

令和元年11月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和元年11月19日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

令和元年11月19日（火）

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 認定第1号 | 平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第4 | 認定第2号 | 平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第5 | 議案第3号 | 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第6 | 議案第4号 | 岩手県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について |
| 第7 | 議案第5号 | 岩手県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の退職手当に関する条例の制定について |
| 第8 | 議案第6号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 第9 | 議案第7号 | 令和元年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） |
| 第10 | 議案第8号 | 令和元年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（29名）

1番 清水 崇 文 君

2番 小笠原 清 晃 君

3番 本 館 憲 一 君
5番 竹 花 邦 彦 君
7番 鈴 木 一 夫 君
9番 中 上 一 登 君
12番 千 田 恭 平 君
14番 遠 藤 幸 徳 君
17番 米 田 徳一郎 君
19番 阿 部 加代子 君
23番 高 宮 一 明 君
25番 浜 川 末 松 君
27番 千 田 力 君
29番 佐 藤 克 典 君
31番 藤 原 恵 子 君
33番 佐々木 功 夫 君

4番 小 原 享 子 君
6番 船 砥 英 久 君
8番 関 善次郎 君
10番 中 村 正 志 君
13番 大 坂 俊 君
15番 仲 田 孝 行 君
18番 五枚橋 久 夫 君
22番 東 梅 守 君
24番 田 中 二 郎 君
26番 中 瀬 春 英 君
28番 寺 崎 敏 子 君
30番 林 崎 竟次郎 君
32番 高 橋 七 郎 君

欠席議員（4名）

11番 菊 池 美 也 君
20番 高 橋 輝 彦 君

16番 上 野 三四二 君
21番 神 田 謙 一 君

説明のため出席した者

広域連合長 谷 藤 裕 明 君
代表監査委員 菅 原 和 彦 君
次長 兼 川 村 康 範 君
総務課長 及 川 哲 也 君
会計管理者兼 会 計 室 長

副広域連合長 山 本 賢 一 君
事務局長 藤 原 真 人 君
業務課長 小 山 泰 光 君

職務のため出席した者

議会書記長 川村康範君 議会書記 前田正利君
議会書記 浅沼和也君

開会 午後 2時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（小笠原清晃君） これより令和元年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は29名であります。

欠席の通告は、菊池美也議員、上野三四二議員、高橋輝彦議員、神田謙一議員、以上4名であります。

地方自治法第113条の規定によりまして定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小笠原清晃君） 最初に、諸般の報告をします。

監査委員から例月出納検査の結果報告1件があります。お手元に資料を配付しておりますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小笠原清晃君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、28番 寺崎敏子議員、29番 佐藤克典議員の2名を指名します。

◎会期の決定

○議長（小笠原清晃君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○議長（小笠原清晃君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原清晃君） 日程第3、認定第1号「平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」これを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

藤原事務局長。

○事務局長（藤原真人君） それでは、お手元に配付しております議案書の1ページをお開き願います。

認定第1号「平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」につきましても、その概要を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をいただきたく提出するものであります。この議案書のほかに、別冊の平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書を御覧いただきたいと思います。

初めに、決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

歳入につきましては、歳入合計と予算現額2億727万9,000円に対しまして、収入済額は

2億728万3,519円で、予算額に対する収入済額の比率は100.00%でございます。

次に3ページ、4ページをお開き願います。

歳出につきましては、歳出合計の予算現額2億727万9,000円に対しまして、支出済額は2億426万353円で、執行率は98.54%、不用額は301万8,647円となっております。

4ページの表の下を御覧願います。

平成30年度一般会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額は302万3,166円となり、これを令和元年度へ繰り越すこととなります。

なお、決算の主な内容につきましては、会計管理者から御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小笠原清晃君） 当局からの提案理由の説明は終わりました。

会計管理者から決算の概要について説明があります。

及川会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（及川哲也君） それでは、私のほうから一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算書5ページから12ページまでの事項別明細書に沿って、主な内容を御説明申し上げます。

まず5ページ、6ページをお開き願います。

初めに、歳入であります。第1款分担金及び負担金は、事務局運営に要する事務費や職員の人件費などの共通経費に係る市町村の負担金であります。

第4款財産収入から、7、8ページにまいりまして、第7款繰越金までの内容につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。

第8款諸収入の第1項預金利子は、歳計現金の運用に係る利子収入で、歳入予算額の割合により特別会計と案分し、計上しております。

第2項雑入は、8ページの備考欄に記載のとおり、職員用の借り上げ住宅に係る職員の自己負担分などとなっております。

9、10ページをお開き願います。

歳出であります。第1款議会費の内容につきましては、10ページの備考欄に記載のとおりであります。

第2款総務費の第1項総務管理費の内容につきましては、10ページ、12ページの備考欄に記載してありますように、広域連合事務局の管理に要する事務的経費のほか、派遣職員に

係る人件費を派遣元市町村に支払う負担金や財政調整基金の積立金などであります。

以上で一般会計歳入歳出決算についての説明を終わりますが、決算書のほかに、地方自治法第233条第1項及び第5項に基づく実質収支に関する調書や財産に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書を提出しておりますので、あわせて御参照願います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小笠原清晃君） 会計管理者から説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

菅原代表監査委員。

○代表監査委員（菅原和彦君） 地方自治法の規定に基づき、平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について審査を実施し、広域連合長宛て審査意見書を提出いたしましたので、その概要を御報告申し上げます。

審査の結果、決算書及び関係書類は、関係法令の定めるところにより適正に調製されており、また、決算書等の計数は、関係書類と照合した結果、正確であると認められました。予算の執行につきましては、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

以上、一般会計の決算審査意見の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の審査意見書を御覧いただきたいと存じます。

○議長（小笠原清晃君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

○15番（仲田孝行君） 議席番号15番の仲田でございます。

歳入歳出決算書の中で10ページ、2款1項1目の3節に、寒冷地手当というのがあるのですけれども、これは岩手県全体が寒冷地といえると思うのですが、あえて寒冷地手当というのが発生するものなのかどうか。

転勤がある会社なんかで、東京本社から東北に転勤するというときには、その転勤先で寒冷地手当をいただくということはあると思うのですよね。この趣旨について説明をお願いいたします。

○議長（小笠原清晃君） 川村総務課長。

○次長兼総務課長（川村康範君） 寒冷地手当の趣旨について御説明いたします。

広域連合につきましては、県内市町から職員を事務局に派遣していただいております、

そちらの派遣元でも寒冷地手当を支給しておりますが、職員の居住地によって寒冷地手当の等級が決まっております、それに基づく額を広域連合でも派遣職員に対して支給するというものでございます。

○議長（小笠原清晃君） 仲田議員。

○15番（仲田孝行君） そもそも寒冷地手当が岩手県にあること自体が何かおかしいような気がする。全体が寒いので、日常的な生活で急に加算されるのではなくて、あえて、国から岩手に対して寒冷地手当が出るのであればそれはいいのしょうけれども、岩手県だけの問題ではないのですか。

○議長（小笠原清晃君） 川村総務課長。

○次長兼総務課長（川村康範君） 申しわけありません。いわゆる根拠となるものがはっきり把握できていないのですが、全国の居住地によっていわゆる寒冷地手当の等級が決まっております、その等級に応じて決められた金額を支給するということです。

○議長（小笠原清晃君） 仲田議員。

○15番（仲田孝行君） 120万円は何人に幾らぐらいで出されているのでしょうか。

○次長兼総務課長（川村康範君） すみません、ちょっと内訳まで把握できていませんが、いわゆるこの広域連合の事務局で働いております市町から派遣いただいております職員に対する寒冷地手当でございます。

○議長（小笠原清晃君） そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小笠原清晃君） ないものと認め、これをもって質疑を終わります。

ご意見はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小笠原清晃君） ないものと認めます。

これより採決に入ります。

認定第1号「平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（小笠原清晃君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定することに決しました。

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原清晃君） 日程第4、認定第2号「平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

藤原事務局長。

○事務局長（藤原真人君） 議案書の2ページをお開き願います。

認定第2号「平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本議案につきましての地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくため提出するものであります。

初めに、決算書の13ページ、14ページをお開き願います。

歳入につきましては、歳入合計の予算現額1,609億3,277万1,000円に対しまして、収入済額は1,608億7,694万7,302円で、予算額に対する収入済額の比率は99.97%でございます。なお、収入未済額が1,105万7,611円となっておりますが、第三者行為に係る損害賠償金、医療給付に係る返納金等でございます。

次に15ページ、16ページをお開き願います。

歳出につきましては、歳出合計の予算現額1,609億3,277万1,000円に対しまして、支出済額は1,569億6,286万7,698円で、執行率は97.53%、不用額は39億6,990万3,302円となっております。

16ページの表の下を御覧願います。

平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額は39億1,407万9,604円となり、これを令和元年度に繰り越すこととなります。

なお、決算の主な内容につきましては、会計管理者から御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小笠原清晃君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。

審議に先立ち、会計管理者から決算の概要について説明があります。

及川会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（及川哲也君） それでは、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

一般会計と同様に、決算書の17ページから40ページまでの事項別明細書に沿って、主な内容をご説明申し上げます。

17、18ページをお開き願います。

まず、歳入であります。第1款市町村支出金の第1項第1目事務費負担金は、制度運営に要する事務費などの共通経費と歯科健康診査事務費に係る市町村の負担金であります。

19、20ページにまいりまして、第2目保険料等負担金の第2節保険基盤安定負担金は、保険料の軽減措置に係る市町村の負担金であります。

21、22ページ、第3目療養給付費負担金は、当該市町村に住所を有する被保険者に対する療養給付費のうち、12分の1に相当する市町村の負担金であります。

23、24ページ、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、医療給付に係る国の負担金であります。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金は、被保険者の所得格差による広域連合間の財政の不均衡を是正するための普通調整交付金と、災害その他特別な事情がある場合に交付される特別調整交付金であります。

第2目保健事業補助金は、被保険者の健康診査の実施に対する補助金、第3目総務費補助金は、後発医薬品の使用促進と医療機関の適正受診に関する普及啓発事業等に対する補助金、第4目特別高額医療費共同事業補助金は、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業への拠出に対する補助金、第5目後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、東日本大震災に伴う福島第一原発事故の被災者に対する一部負担金の免除や保険料の減免措置などに対する補助金であります。

25、26ページをお開き願います。

第6目高齢者医療制度円滑運営補助金は、標準システムの機器の交換に対する補助金、第7目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、低所得者への保険料軽減措置に対する交付金であります。

次に、第3款県支出金、第1項県負担金は、医療給付に係る県の負担金であります。

第3項県補助金は、東日本大震災の被災者を対象とした一部負担金の免除措置に対する補助金であります。

第4款支払基金交付金は、現役世代が加入する被用者保険等からの支援金として、医療給

付費の約4割相当額が社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。

27、28ページ、第5款特別高額医療費共同事業交付金は、先ほど国庫補助金のところでも御説明しました国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業による交付金であります。

飛びまして、29、30ページをお開き願います。

第11款諸収入の第3項第1目第三者納付金は、交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金であります。

31、32ページをお開き願います。

歳出であります。第1款総務費、第1項総務管理費の内容は、32ページと34ページの備考欄に記載しておりますが、主なものは、各種通知のための郵便料、制度運営に係る各種業務委託料や電算処理システム機器の借上げ料などです。

次に33ページから36ページにかけて、第2款保険給付費は、被保険者が医療を受けたときの療養給付や自己負担が高額となった場合の軽減制度である高額療養費の給付などです。

そのうち、35、36ページの第1項療養諸費の第5目審査支払手数料は、国保連に委託しております診療報酬等の審査支払業務に要する経費、第3項その他医療給付費の第1目葬祭費は、被保険者が亡くなられた場合に、1人当たり3万円を支給したものであります。

次に、第3款県財政安定化基金拠出金は、県が設置している後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金で、国、県と同額を拠出しております。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金は、著しく高額な医療費の発生による財政負担の緩和のために設けられた当該事業への拠出金です。先ほど歳入でご説明しましたが、この拠出金に対し国から補助金が交付されております。

37、38ページをお開き願います。

第5款保健事業費、第1項第1目健康診査費は、被保険者の健康診査や歯科健診事業を実施した市町村、また、第2目健康保持増進事業費は、人間ドック等を実施した市町村に対する補助金などです。

39、40ページにまいりまして、第9款諸支出金は、市町村への保険料の還付金あるいは平成29年度の療養給付費等の確定に伴う国や県、市町村、支払基金に対する負担金などの返還金です。

以上で後期高齢者医療特別会計決算についての説明を終わります。

○議長（小笠原清晃君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

菅原代表監査委員。

○代表監査委員（菅原和彦君） 地方自治法の規定に基づき、平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について審査を実施し、広域連合長宛て審査意見書を提出いたしましたので、その概要を御報告申し上げます。

審査の結果、決算書及び関係書類については、関係法令の定めるところにより適正に調製されており、また、決算書等の計数は、関係書類と照合した結果、正確であると認められました。予算の執行につきましては、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

今後も安定した医療保険制度の運営のため、保険料収納率の向上や収入未済額の縮減に努めるとともに、適正受診の促進や保健事業の推進により医療費の適正化を図るなど、市町村や関係機関との連携を図りながら、健全な財政運営を確保されるよう望むものであります。

以上、後期高齢者医療特別会計の決算審査意見の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の審査意見書を御覧いただきたいと存じます。

○議長（小笠原清晃君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第2号に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

鈴木議員。

○7番（鈴木一夫君） 決算ということで、全体的な話からということになる。

最初に、いろんな補助金とか出していますが、恐らく補助金要綱とかを定めて補助金を交付されているのじゃないかと思えますけれども、その中で、第5款保健事業費、第1項第2目健康保持増進事業費というところでは、長寿・健康増進事業費補助金ということで3,500万強の補助金を出していますが、どういったところで使われているのかということと、いわゆる健康増進というのはいろんな解釈もできたり、その時流によってはさまざまな事業にも展開できるのかなと思うのですけれども、今回の決算で、どういった事業が行われてどういう効果、健康増進の目的が達成されたのか、この事業の経過について確認したいと思えます。

○議長（小笠原清晃君） 小山業務課長。

○業務課長（小山泰光君） 保健事業費について説明申し上げますけれども、5款の健康保持増進事業の長寿・健康増進事業費補助金につきましては、県内の市町村あるいは老人クラブ

等の健康教育あるいはスポーツ大会への助成を行っておりますし、人間ドックの利用助成を行っているところであります。状況につきましては、老人クラブ等につきましては、スポーツ大会を活用してひきこもり等の対策といたしますか、声をかけ合って外に出てきてもらうという、日常社会的な弱者にならないような形での対応が期待できるのかなと思っておりますし、健康教育、健康相談につきましては、健診等の相談等、研修会を開いていただいて、より健康に関心を持っていただくという意味で効果が期待できるかなというふうに思っております。

○議長（小笠原清晃君） 鈴木議員。

○7番（鈴木一夫君） 今、答弁いただいた高齢者ら老人医療費、ひきこもりの対策だと、何かこれ、何もこの広域連合じゃなくてそれぞれの基礎自治体に得意分野がいろいろあるのじゃないかなと思うのです。つまり、市町村から出向されている職員の皆様が、こうだあだと事業を考えるよりは、基礎自治体のそれぞれの福祉関係の部署が直接やったほうが効果的じゃないかなと思うのです。あるいは、そういったところに対して補助金をさらに出していくのかとか、老人クラブであれば、申請書か何か出せばこちらの広域連合が、補助金がさらにいただけるというか、そういった特典があるのかとか、そこら辺で多分参加人数だとかそういう効果はどういうふうなものか、もう少し詳しく聞かせておきたいと思えます。

○議長（小笠原清晃君） 小山業務課長。

○業務課長（小山泰光君） 今、お話にありましたように、地元の自治体でやったほうが効果があるのかなというお話いただきましたけれども、来年から始まります保健事業と介護予防の一体的な取り組みの制度も始まりますので、それも含めまして、今後検討していかなければならないのかなというふうなところで考えてはいるところではありますけれども、先ほど、人数の関係ですけれども、老人クラブの関係の社会活動参加の部類につきましては、参加人数4,843人ということで補助を行っております。

○議長（小笠原清晃君） 鈴木議員。

○7番（鈴木一夫君） すみません、私の聞き方がちょっと曖昧だったので。

社会活動参加に4,843人というのは、何か4,800人の大きな大会があったということなのか、それとも、33自治体にそれぞれ人口割とか面積割とかで配分して各市町村から上がってきた人数が4,843人になったのか、そこら辺。例えば、この補助金を活用する場合にはどういった申請をすれば老人クラブが活用できるのかとか、もう少し詳しくお願いします。それは、市町村に補助金を出しているのだから、各市町村が更に練り上げた補助金の中で使って

くれということなのか、こういう連合として直営でやっているのとか、まずそこら辺、補助金の関係というか効果についてお聞きします。

○議長（小笠原清晃君） 小山業務課長。

○業務課長（小山泰光君） 老人クラブにつきましては、岩手県の老人クラブに補助金を交付しておりますし、30年度につきましては、老人クラブにおいては県内をブロックに分け、東京のほうから講師の先生を呼んでいただいて健康教育あるいは運動を含めまして、各地区数は準備していませんでしたけれども、数カ所において実施されたものに対して経費について補助しておるところです。

この老人クラブに関しましては、市町村については、お願いはしておりません。市町村につきましては通常の健診あるいは人間ドック、歯科健診等をお願いしているところです。

○議長（小笠原清晃君） 鈴木議員。

○7番（鈴木一夫君） 老人クラブ連合会ということで、県内全体見渡す連合的な組織、何かやっているのですけれども、これまでの効果というか、どういうふうに見ておられますか。つまり、今回も、平成30年度決算だけではなく、広域連合が立ち上がってからの効果はどうかかなということを執行側としてはどういうふうに御覧になっているのかということをお聞きして、私の質問を終わります。

○議長（小笠原清晃君） 小山業務課長。

○業務課長（小山泰光君） これまでの効果につきましては、具体において検証、正直していいところではございますけれども、事業が老人クラブ等の中で非常に効果が上がるよう、実施内容について協議を行っているところでございます。

○議長（小笠原清晃君） 鈴木議員。

○7番（鈴木一夫君） 大変失礼いたしました。今回、これで最後にしようと思ったのですが、ぜひ単年度の決算だけじゃなくて、これまで継続して多分補助金の交付があったと思いますが、この老人クラブの今回参加者の割合とか、老人クラブの今の会員さんとか減少傾向にあるとか、いろんな、当初制度設計されたときと今日の時代背景、また変わってきているのじゃないかなと思いますので、ぜひその効果というものを検証していただいて、また次の決算議会を含めて、私たち選出議員もそういった効果について、ぜひ報告をいただきたいと思いますが、その件について尋ねいたします。

○議長（小笠原清晃君） 藤原事務局長。

○事務局長（藤原真人君） ご指摘ありがとうございます。

この補助金につきましては、今、担当課長からも示したとおり、県内の老人クラブ、岩手県のそっちの連合会ですけれども、こちらのほうを通しての補助金のほかに、どちらかとするればウエイトの大きいのが各市町村に対して、自治体に対して補助金を出している。これは、そのやっぱり人口比ということではなくて、その取り組みで、例えば人間ドックのほうを継続的に行った場合に、その費用の一部を広域連合が負担するであるとか、あとは健診の項目につきましてより充実したような場合に一定の要件のもとで補助金を出していると。金額的には、こういった各市町村に対して補助しているウエイトは大きいのかなと思います。

こういった中で、特にこういった人間ドックなどであれば、いわゆるそういった健診の充実ということになりますので、疾病の早期発見等、こういったことになかなかそれを数値化するのを突っ込んだところなのですが、そういうふうな効果には出ているのではないかなと思います。

ただ、一方、今、議員さんからのご指摘ありますように、こういった老人クラブのものにつきましては、まだまだ検証は必要かと思っておりますので、これについては、方法につきまして検討してまいりたいと思っております。

さらに、来年度から、これは課長も言いましたが、介護予防等の我々後期高齢者医療のほうでも一体的なことでのそういった健康維持みたいなことについて、国側に提出するとなっております。現在、令和元年度、2つの自治体でモデル事業として進めておりますが、これを来年度からより本格的に、段階的に行っていくこととなりますが、こういった中で、こういった医療保険制度の継続性を見たり、そしてまた健康寿命の観点とか、こういった点に取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（小笠原清晃君） 千田議員。

○27番（千田 力君） 27番 千田です。

ページは29、30ページにわたりますが、諸収入の収入未済額1,100万円ほどの約半額に当たる500万円が第三者損害賠償金と、こういうことになっております。これについては、先ほどの全協におきましても、係争関係については概要説明があったことをございますけれども、現在、最高裁から、上告した分は棄却になって仙台高裁に戻っているということになりますけれども、まず上告が棄却されたことがひとつよかったなと思っておりますけれども、この結論が出るのは、こっちで決めるわけではなくて高裁で決めるわけですが、いつごろ出る予定になるのか、ひとつそのことをお伺いしたいと思います。

それから、具体的回収に入るのは恐らく係争案件が完結してからだと思いますけれども、

いつころからになると考えているのか、この点をお願いいたします。

○議長（小笠原清晃君） 小山業務課長。

○業務課長（小山泰光君） ご質問にお答えをいたします。

現在の裁判につきましては、11月27日に第1回口頭弁論が行われる予定ですが、その後、特に弁論がなければ、具体的にはわかりませんが、そう長くない期間で判決が下されるものと考えておりますし、判決後につきましては、相当な時間は要さないで回収というふうにしていただけるものと思っております。

○議長（小笠原清晃君） 千田議員。

○27番（千田 力君） 前段の11月の口頭弁論で大体結論が出るのではないかという見通しについては、理解をするところでございますが、その後の回収については、今のお話ですと、すぐにでも回収できるようなお話でございましたが、それは相手があることでございますので、相当の努力をする必要があるだろうと思います。ここでは、相手もあることから、具体的なことは言えないとしましても、この回収にご努力をいただきたいと、こういうことの希望だけを申し上げて、私の発言を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（小笠原清晃君） 藤原事務局長。

○事務局長（藤原真人君） ありがとうございます。

一つだけ、改めて。

まず、今回の仙台高裁への差し戻し審ですけれども、今後の争点は、もういわゆる全て最高裁のほうで基準を示していただいたところでございますので、あとは、金額の計算みたいなことになってくるのかなど。要は、いわゆる延滞金の部分の起算日の関係が最高裁で判断をいただきましたので、これに基づいて仙台高裁で結論をするということになります。それからまた、今回の債権の相手については、当該の損害保険会社、加害者本人ではなくて損害保険会社になりますので、こういった点から、裁判のほう、仙台高裁のその差し戻しについては、余り回数はかけなくていいのかなど。また、支払う相手が大きい損害保険会社ですので、それをいたずらに引き延ばすということはまずないのではないかと捉えているところで

す。

一方、今回のこの1,000万円ほど、この裁判の案件だけではなくて、ほかの事故の案件であるとか、給付費の返還を求めているようなものがやはり、そういったのがあります。こちらにつきましては、議員にご指摘いただいたとおり、我々のほうでも回収のほうの努力を進めまして、早期にお返しいただくよう努めてまいりたいと思います。

○議長（小笠原清晃君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小笠原清晃君） 御意見はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小笠原清晃君） ないものと認め、質疑を終結いたします。

認定第2号「平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（小笠原清晃君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定することに決しました。

ここで代表監査委員が退席いたします。暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時44分

○議長（小笠原清晃君） 会議を再開いたします。

◎議案第3号から議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原清晃君） 日程第5、議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」から、日程第8、議案第6号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」までを一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

藤原事務局長。

○事務局長（藤原真人君） それでは、議案書の3ページをお開き願います。

議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、期末手当等を支給される者の要件を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものであります。

次に、議案書5ページをお開き願います。

議案第4号「岩手県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例」についてであります。地方自治法及び地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案書12ページをお開き願います。

議案第5号「岩手県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の退職手当に関する条例」についてであります。地方自治法及び地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員の退職手当に関し必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案書23ページをお開き願います。

議案第6号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の規定の整備をしようとするものであります。

以上、議案第3号から議案第6号までにつきまして御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小笠原清晃君） これより議案審議を行います。

議案第3号から議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

仲田議員。

○15番（仲田孝行君） 15番 仲田でございます。

いわゆる会計年度の任用職員ですけれども、給与、いろいろ規定ございまして、条例の制定を予定しておりますけれども、例えば、1カ月につき60時間を超えた場合は100分の175とかという、一方的な条例を定めているのですけれども、そもそもこういう給与規定というのは、雇用者と被雇用者が話し合っただけのもの、それが前提になるものと思うのですけれども、これをこういう議会で一方的に決めたら、働く者の意見が反映されないということはどうなのかと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小笠原清晃君） 川村総務課長。

○次長兼総務課長（川村康範君） まず、広域連合の事務局の現状でございますが、県内の市町村から派遣いただいた職員21名と、そのほか、派遣された職員とは別の非常勤職員と、あとは臨時職員によりまして事務を分担しております。会計年度任用職員の制度では、パートタイム、あるいはフルタイムの勤務形態がございまして、今後でございますが、今いる非常勤職員あるいは臨時職員につきましては、パートタイムのほうの任用を考えており、フルタイムは今のところは想定しておりませんが、将来的に、市町村の派遣ではなく、フルタイムの会計年度任用職員を任用する際にも使えるような形での条例制定ということでございまして、今回は、非常勤・臨時職員をパートタイムのほうでの任用を想定しているところでございます。

○議長（小笠原清晃君） 仲田議員。

○15番（仲田孝行君） その任用職員に対して、年末の手当も出すようにしますとかということも言われていますけれども、年間給与はどうか、月額を減らして減らした分を年末の手当にまわして総額同じとか、そういうことなのかどうかの確認をしたいのですが。

○議長（小笠原清晃君） 川村総務課長。

○次長兼総務課長（川村康範君） 非常勤職員にも、保健指導専門員あるいは第三者求償事務を行う行政専門員、レセプト点検専門員がいるほか、事務補助である臨時職員等ございまして、それぞれの単価等が違いますし、今は臨時職員は8時半から5時15分までの7時間45分、非常勤の方は9時から4時までというような形で任用しておりますけれども、それを週5日で30時間程度で任用する予定ということで、働く時間が週の中で減るということから、どうしても月当たりの収入は若干減るかもしれませんが、議員おっしゃるとおり、いわゆる期末手当というものを支給することで、年収で見ますと具体的には上がる、下がるというのはケースバイケースにはなるとは思いますが、ほぼ同程度の待遇になるとは考えております。

○議長（小笠原清晃君） 仲田議員。

○15番（仲田孝行君） 働く人の権利といいますか、月額幾ら貰って生活を維持しているという方がいらっしゃると思うのです。一方的に月額減らされて、そのかわり期末手当を出すから勘弁してください、というのはいかがなものか。やはり労働条件の変更になると思うのです。公務員の方はいろいろ給与上げる、いろいろあると思うのですが、いずれ重要な労働条件の変更に対しては労働基準法の37条でいろいろあると思います。

やはり、働く者と雇用する側の話し合いというのが重要だと思うのですけれども、そうい

うものをやっぱりちゃんと遵守してやっていくべきだと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（小笠原清晃君） 藤原事務局長。

○事務局長（藤原真人君） ありがとうございます。

議員おっしゃいますとおり、我々と一緒に、また特に我々では力の及ばない専門的な分野に携わっている非常勤職員などもおります。そういった力も、この後につきましても加味してもらいように、そういった方々とは理解をいただきながら、条件につきましては、やはり我々こういった広域連合という立場を考えますと、県内の各市町村の取り組みなどにつきまして大いに参考にしながら、我々広域連合の基準を決めていかなきゃいけないのかなと思っています。

それを踏まえながら、実際に広域連合で今後働きたいという職員の皆さんにつきましては、ご理解いただきながら、新たな条件、これはもう早急なことになりますけれども、進めたいと思います。

○議長（小笠原清晃君） 佐々木議員。

○33番（佐々木功夫君） 佐々木功夫ですが、いろいろ議員の方の質問あるいは答弁をいただいたのですが、問題は、働く職員の方あるいはバイト的な方に、この条例改正をすることによって、不利益になるのかならないのか、その1点で私はいいと思うのですが、その答弁をお願いします。制度改定することによって、働く職員たちが優遇されるとそのように理解すればいいのか、むしろ働く方が厳しく不利益になると理解すればいいのか。

○議長（小笠原清晃君） 川村総務課長。

○次長兼総務課長（川村康範君） いわゆる就労時間と金額的な面では、就労時間は明らかに今よりも少ない時間の中で、年収ベースで見れば、前後すると思いますが、同程度ということから、待遇は決して、全て悪化するということではないので、ほぼ同程度以上とは考えております。

不利益にはならないと考えております。

○議長（小笠原清晃君） 竹花議員。

○5番（竹花邦彦君） 5番 宮古市の竹花でございます。

それでは、今、県内の市町村議会でいっても、多分9月議会の中でこの会計年度任用職員の条例等の整備はされたというふうに私は認識をしております。

先ほど、滝沢の仲田委員が指摘をしているのは、確かに、今、非常勤職員や臨時職員の

方々、今、手当が支給をされていないわけですよ。これが、手当が支給されるように条例改正がされていると。もちろん、これは地方公務員法、自治法等の改正に基づくものですが、そういう意味ではメリットがあるわけですが、問題は、手当が支給されるけれども、その分毎月の給料が減って不利益になるようなことはないのでしょうかという指摘がある意味では仲田議員の指摘だと思うのです。

事務局のほうからは、広域連合という場面ですから、県内の市町村の状況等も見ながらとか、こういうお答えがありました。もちろん、それは当然だろうと思いますけれども、当然、制度の趣旨は、今、不安定な状況に置かれている非常勤や臨時職員の方々の雇用をしっかりと維持をして、それなりの、今、同一労働同一賃金が言われている状況の中で、そういう方々についてもしっかりとした賃金等の支給をしていこうという趣旨でありますから、ぜひこの趣旨を踏まえて、私はやっぱり、期末手当が支給されるけれどもその分毎月の給料が、これはもちろんパートタイムにするか、フルタイムにするかということで、給与の状況は変わってくるというのは当然でありますけれども、結果として、毎月の給料が減っちゃってということがないように、ここを各議員が心配をして懸念をしている点だと思いますから、ぜひそのところは、来年の4月実施でありますから、ここはまた来年の3月の議会にすればまた議論になるかもしれませんが、そういう点については、きちんと事務局のほうでも配慮していただきながら、働いている方々が不利益生じないように、しっかりここは心がけていただきたいと、ご意見だけ申し上げておきたいと思います。

○議長（小笠原清晃君） 御意見を承りました。

そのほかに。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小笠原清晃君） ないものと認め、質疑、御意見を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号から議案第6号までを一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（小笠原清晃君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第6号まで原案のとおり可決されました。

◎議案第7号及び議案第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原清晃君） 日程第9、議案第7号「令和元年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第10、議案第8号「令和元年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

藤原事務局長。

○事務局長（藤原真人君） それでは、議案書の25ページをお開き願います。

議案第7号「令和元年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,715万3,000円とするものであります。

議案書26ページ、27ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等をごらん願います。

また、別冊の令和元年度岩手県後期高齢者医療広域連合補正予算に関する説明書の1ページからも一般会計補正予算（第1号）に関する説明書をごらんいただきたいと存じます。

平成30年度決算において剰余金が確定したことから、財政調整基金への積立金の増額を行うため、所要額の補正を行うものであります。

次に、議案書29ページをお開き願います。

議案第8号「令和元年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26億3,166万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,622億3,266万9,000円とするものであります。

議案書30ページ、31ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等をごらん願います。

また、別冊の説明書の11ページからの後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書をごらんいただきたいと存じます。

平成30年度の療養給付費負担金等について、国、県及び22市町村への返還金が生じたほか、平成30年度決算において剰余金が確定したことから、後期高齢者医療財政調整基金への積立金の増額を行うため、所要額の補正を行うものであります。

以上、議案第7号及び議案第8号につきまして御説明を申し上げます。よろしく御審議

の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小笠原清晃君） これより議案審議を行います。

議案第7号及び議案第8号に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小笠原清晃君） 質疑なしと認めます。

御意見の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小笠原清晃君） 御意見なしと認めます。

これより採決に入ります。

議案第7号及び議案第8号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（小笠原清晃君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号及び議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（小笠原清晃君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって今期定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時04分

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 小 笠 原 清 晃

署 名 議 員 寺 崎 敏 子

署 名 議 員 佐 藤 克 典